関係者保護者 様

長門市 子育て支援課

#### 食物アレルギーの対応について

近年、食物アレルギーで、食事療法を必要とするお子さんが増えております。 保育所は集団給食ですので、その対応は現状の中でできる範囲のものに限られます。 長門市の保育園では、以下のように進めていますので、ご理解のうえご協力をお願いい たします。

- ◇ 医師の診断、指導のもとに対応を行います。
- (保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表により)
- ・食物アレルギーのあるお子さんは医師による「保育所におけるアレルギー疾患生活管 理指導表」を提出していただきます。
- ・医師から詳しい指示を受けてください。
- ・保護者の方の判断のみによるアレルギー対応はいたしません。
- ・乳幼児期は発達が著しいため、定期的な見直しが必要となります。定期的に(6 カ月~12 カ月に1度)医師の診断、指導を受けて「保育所におけるアレルギー疾患生活管理 指導表」を提出していただきます。
- ・アレルギー対応食を解除する場合にも「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」に記載が必要です。
- ※食物アレルギー対応食を提供する際には、十分注意をしておりますが、他のお子さんと一緒に食事をするため、誤って食べてしまう場合も考えられます。その場合の対処法を食物アレルギー対応委員会の際にご相談させていただきます。

担当:長門市 子育て支援課

TEL: 0837-23-1156

# 取り組み実施までの流れ

# ①食物アレルギーに関する書類の配布

子育て支援課又は保育園は、申し出のあった保護者へ食物アレルギーに関する 書類①~④を配布します。

〈書類〉① 食物アレルギーの対応について

- ②「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」
- ③ 食物アレルギー給食対応実施申請書
- ④ 緊急時個別対応票



## ②主治医等への受診

保護者は、園児のアレルギー疾患について、主治医等に「保育所におけるアレルギー疾 患生活管理指導表」を記載してもらいます。



# ③食物アレルギーに関する書類の提出

保護者は、子育て支援課又は保育園に②~④の書類を提出します。



# ④保護者との食物アレルギー対応委員会

保護者と保育園が面談し、配慮について協議します。



#### ⑤食物アレルギー対応食実施決定通知

保護者は、子育て支援課から出される「食物アレルギー対応食実施決定通知」の内容を 確認し、「食物アレルギー対応食実施確認書」に同意します。



#### ⑥園での配慮・管理

園児のアレルギー疾患について、保育園での配慮・管理を実施します。

保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表(食物アレルギー・アナフィラキシー・気管支ぜん息)	提出日	年	月	日	<ul><li>聚 ★保護者</li><li>電話:</li></ul>
名前日生 ( <u>歳 ヶ月</u> )年	組   園名				連 ★連絡医療機関 医療機関名:
※ この生活管理指導表は、保育所の生活において特別な配慮や管理が必要となった子どもに限って、医	師が作成するもの	です。			先 電話:

※ この生活官理指导表は、保育所の生活において特別な配慮や官理か必要となった十ともに限って、医師がFRX 9 るもので 9 。							
		病型・治療	保育所での生活上の留意点	記載日			
	A	<b>食物アレルギー病型</b> 1. 食物アレルギーの関与する乳児アトピー性皮膚炎 2. 即時型 3. その他 (新生児・乳児消化管アレルギー・口腔アレルギー症候群・	A. 給食・離乳食 1. 管理不要 2. 管理必要(管理内容については、病型・治療のC. 欄及び下記C. E欄を参照) B. アレルギー用調整粉乳	医師名	年	月	日
		食物依存性運動誘発アナフィラキシー・その他:	1. 不要				
		3. <b>アナフィラキシー病型</b> 1. 食物 (原因: ) 2. その他 (医薬品・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・ラテックスアレルギー・昆虫・動物のフケや毛)	2. 必要 下記該当ミルクに○、又は( )内に記入 ミルフィーHP ・ニューMA-1・MA-mi ・ ペプディエット ・ エレメンタルフォーミュラ その他( )	医療機関名			
食物アレルギーアナフィラキシー	C	<ul> <li>. 原因食物・除去根拠</li> <li>該当する食品の番号に○をし、かつ《 》内に除去根拠を記載</li> <li>1. 鶏卵 《 》</li> <li>2. 牛乳・乳製品 《 》</li> <li>3. 小麦 《 》 》</li> <li>4. ソバ 《 》 》</li> <li>5. ピーナッツ 《 》 》</li> <li>6. 大豆 《 》 本摂取</li> </ul>	C. 除去食品においてより厳しい除去が必要なもの病型・治療のC. 欄で除去の際に、より厳しい除去が必要となるもののみに〇をつける ※本欄に〇がついた場合、該当する食品を使用した料理については、給食対応が困難となる場合があります。 ります	電話			
Y- (あり・なし) シー (あり・なし)		0. 人立	1. 鶏卵:       卵殻カルシウム         2. 牛乳・乳製品:       乳糖         3. 小麦:       醤油・酢・麦茶         6. 大豆:       大豆油・醤油・味噌         7. ゴマ:       ゴマ油         12. 魚類:       かつおだし・いりこだし         13. 肉類:       エキス				
	D.	「*は ( ) の中の該当する項目に○をするか具体的に記載すること」  . <b>発症時の症状</b> . <b>緊急時に備えた処方薬</b> 1. 内服薬 (抗ヒスタミン薬、ステロイド薬) 2. アドレナリン自己注射薬「エピペン®」 3. その他 ( )	D. 食物・食材を扱う活動  1. 管理不要 2. 原因食材を教材とする活動の制限( ) 3. 調理活動時の制限 ( ) 4. その他 ( )				
		病型・治療	保育所での生活上の留意点	記載日			$\Box$
	A.	症状のコントロール状態       C. 急性憎悪(発作)治療薬         1. 良好       1. ベータ刺激薬吸入	A. 寝具に関して       C. 外遊び、運動に対する配慮         1. 管理不要       1. 管理不要		年	月	日
気管 のあい		2. 比較的良好       2. ベータ刺激薬内服         3. 不良       3. その他         D. 急性憎悪(発作)時の対応(自由記載)	2. 防ダニシーツ等の使用       2. 管理必要         3. その他の管理が必要( )       (管理内容: )         D.特記事項	医師名			
<b>気管支ぜん息</b> (あり・なし)	B.	<ul> <li>長期管理薬(短期追加治療薬を含む)</li> <li>1. ステロイド吸入薬 剤形: 投与量(日):</li> <li>2. ロイコトリエン受容体拮抗薬</li> <li>3. DSCG吸入薬</li> <li>4. ベータ刺激薬 (内服・貼付薬)</li> </ul>		医療機関名電話			
		5. その他 ( ) )					

●保育所における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を保育所の職員及び消防機関・医療機関等と共有することに同意しますか。

同意する

・同意しない

保護者氏名

保育列	fiにおけるアレルギー疾患生活管理指導表(アトピー性皮膚炎・ア	アレルギー性結膜炎・アレルギー性鼻炎) 提出日	年	月	日
名前 _	年	(歳ヶ月) 組    園名	I		
×	<ul><li>この生活管理指導表は、保育所の生活において特別な配慮や管理が必</li></ul>	要となった子どもに限って、医師が作成するものです。			
	病型・治療	保育所での生活上の留意点	記載日		
	A. <b>重症度のめやす(厚生労働科学研究班)</b> 1. 軽症:面積に関わらず、軽度の皮疹のみみられる。	A. プール・水遊び及び長時間の紫外線下での活動 1. 管理不要	年	月	日
ア	2. 中等症:強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%未満にみられる。	2. 管理必要 ( )	医師名		
ι ^	3. 重症:強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%以上、30%未満にみられる。	B. 動物との接触 D.特記事項 (スの)は、は、これを関する。 カンス アンス アンス アンス アンス アンス アンス アンス アンス アンス ア			
r ピー	4. 最重症:強い炎症を伴う皮疹が体表面積の30%以上にみられる。	1. 管理不要 (その他に特別な配慮や管理が必要な事項がある 2. 動物への反応が強いため不可 場合には、医師が保護者と相談のうえ記載。対応			
1 9	※軽度の皮疹:軽度の紅斑、乾燥、落屑主体の病変	┃	医聚機関名		
性な	※強い炎症を伴う皮疹:紅斑、丘疹、びらん、浸潤、苔癬化などを伴う病変	動物名 ( )   ハロ の			
<b>性皮膚</b>	B-1. 常用する外用薬 B-2.常用する内服薬 C.食物アレルギーの合併				
	1. ステロイド軟膏 1. 抗ヒスタミン薬 1. あり	4. での他			
炎	1. パノー イ 秋音	1. 管理不要			
	3. 保湿剤	2. 管理必要(管理内容:	電話		
	4. その他( )	3. 夏季シャワー浴			
		(施設で可能な場合)			
	病型・治療	保育所での生活上の留意点	記載日		
	A. 病型	A. プール指導 C.特配事項	年	月	日
ア	1. 通年性アレルギー性結膜炎	1. 管理不要 (その他に特別な配慮や管理が必要な事項がある			
۱ <del>*</del>	2. 季節性アレルギー性結膜炎(花粉症)	2. 管理必要(管理内容: ) 場合には、医師が保護者と相談のうえ記載。対応 内容は保育所が保護者と相談のうえ決定)	医師名		
トピー・	3. 春季カタル	3. プールへの入水不可 (*) 音 (*) 体 (*) は (*) (*) (*) (*) (*) (*) (*) (*) (*) (*)			
щ. 					
性な 結し	5. その他 ( )		医療機関名		
配膜し	B. 治療	B. 屋外活動			
炎	1. 抗アレルギー点眼薬 2. ステロイド点眼薬	1. 管理不要 2. 管理必要(管理内容: )	】 量話		
	3. 免疫抑制点眼薬	2. 官垤必安(官垤内谷.	电的		
	4. その他(				
	病型・治療	保育所での生活上の留意点	記載日		
7	A. 病型	A. 屋外活動	年	月	日
(あり		1. 管理不要			
ルギー	2. 季節性アレルギー性鼻炎(花粉症) 主な症状の時期: 春. 夏. 秋. 冬	2. 管理必要(管理内容:	医師名		
	B. 治療	B. 特記事項			
- な 性	1. 抗ヒスタミン薬・抗アレルギー薬(内服)	(その他に特別な配慮や管理が必要な事項がある場合には、医師が保護者と相談のうえ	医療機関名		
	2. 鼻噴霧用ステロイド薬	記載。対応内容は保育所が保護者と相談のうえ決定)			

●保育所における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を保育所の職員及び消防機関・医療機関等と共有することに同意しますか。

電話

同意する

3. 舌下免疫療法

4. その他

同意しない

保護者氏名

# 様式1-③

(保護者→子育て支援課 又は 保育園)

食物アレルギー給食対応実施申請書(新規・継続・変更)

令和 年 月 日

長門市役所 子育て支援課長 様

保護者氏名

食物アレルギーによる給食への対応について、下記のとおり申請します。なお、食物アレルギーの給食対応の実施にあたり、その対応については、保護者あて文書及び保育園の説明に同意します。

記

()		H	保育園名		
(ふりがな) 園児氏名		男女	クラス名		
			年	月	日生
住所	〒		_	_	
緊急連絡先		電話番号	_	_	
※心理和元		番号	_	_	
かかりつけの 病院・主治医		73	_	_	

原因食品 (○で囲む)	卵 ・ 牛乳/乳製品 ・ 小麦 ・ 大豆 その他(	)
添付書類	1. 保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表(様式 1-②) 2. 緊急時個別対応票(様式 1-④)	

# 緊急時個別対応票

名前	生年月日
	平成•令和 年 月 日

原因食物	症状

※原因食物、症状は、医師からの「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」をみて記入

	名前·名称	続柄	連絡先	電話番号
保護者 連絡先				
上 作儿				

	救急	119
	所轄 消防署	Tel
指定救急	主治医	
機関		Tel
	園医	
	搬送医療 機関	
		Tel

	内服薬	有	· 無
## TIII . I I \ \ \ \		保管場所(	)
管理状況	エピペン	有	• 無
	1	79	- <del>                                     </del>

#### ※医療機関、消防署への情報伝達

- 1. 年齢、性別ほか患者の基本情報
- 2. 食物アレルギーによるアナフィラキシー症状が現れていること
- 3. どんな症状がいつから現れて、これまでに行った処置、またその時間、特に状態が悪い場合は、 意識状態、顔色、心拍、呼吸数を伝えられると良い

#### ※保護者への情報伝達

- 1. 食物アレルギー症状が現れたこと
- 2. 応じて医療機関へ状況連絡し、救急搬送することなどの了承を得る
- 3. 応じてエピペンを使用することの了承を得る
- 4. 保護者が園や病院に来られるか確認する
- 5. 応じて搬送先を伝え、搬送先に保護者が来られるか確認する